

## \* 補助対象事業外の工事費用一覧 \*

- (1) 倉庫、物置、車庫等の工事
- (2) 店舗、工場、事務所等の改修工事
- (3) 補助対象者が自ら行う工事を伴わない機器、設備等の購入に係る費用
- (4) 移動又は取外し可能な機器、製品及び電気電化製品(テレビ、冷蔵庫、エアコン等)の購入に係る費用
- (5) 造園、門扉、塀又は外構の工事
- (6) 植樹、せん定等の植栽工事
- (7) 下水道接続工事の排管工事(浴槽、流し、便器等の改修に伴う排管工事は除く。)
- (8) 凈化槽設備の工事
- (9) リフォームを伴わない解体工事
- (10) 公共事業に伴う補償の対象となる工事
- (11) 町の他の制度に基づく補助等を受ける場合には、当該補助等の対象となる工事
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないと認める工事